

## 理事の選出および職責について

### 【理事（役員）の選出について】

- ・理事は正会員の中から候補者（20名以上）を選出し、総会で選任される。
- ・理事の互選により、1人を理事長、2人を副理事長とし、1人を専務理事とする。
- ・よって、各学童からの理事候補者は誰もが執行部（理事長・副理事長・専務理事）になりうる。
- ・役員任期は **2年** とする。但し、再任を妨げない。
- ・役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- ・補欠等によって就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### 【理事の職責について】

- ・理事は、理事会を構成し、理事会の議決に基づき、**法人業務を執行**する。
  - ※ 「法人業務」の主な内容について
    - ①総会で決議した事項の執行に関する事項（予算執行・事業遂行等）
    - ②指導員の任免に関する事項（人事管理委員会に付託）
    - ③諸規定の制定および改廃に関する事項
      - ・「予算執行」において、人件費を含む運営に係る経費についても責任を負う立場となる。言うまでもなく、当法人は、市からの委託料（条例参照）と保護者からの保育料が主な財源であり、法人運営・事業全体に対しての経営感覚を培われたい。
  - ※ 理事の選出は主に各学童からであるが、理事の「表決権＝学童の意見」ではない。「表決権」の行使については、所属学童の利害関係や現状のみにとらわれず、法人全体の運営を考慮するものである。保護者会の意見は重要であるが、「法人役員」として対応にあたられたい。自身が法人業務遂行し、審議事項の可否を決定するにあたり、保護者等への説得も必要となる。
  - ※ 諸審議事項等に関して、自身が納得できない状況で「審議決定」した場合であっても「保護者会」において、「議決内容」について説明責任を果たすことが求められる。したがって、理事会において「不明な点」「疑問点」があれば、執行部（提案者）に対して、遠慮なく説明を求めていただきたい。
  - ※ 非常勤である理事は専務理事に「業務委任」し、執行部又は理事を補佐するために「事務局」を設置している。

### 【執行部の職責について】

役 職	職 責	実務等
理事長	法人の代表としての責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対外的事項に関すること</li> <li>・子育て支援課との協議</li> </ul>
	法人の総理（管理業務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人経営および管理責任</li> <li>・委員会の総括</li> <li>・各学童の問題対応（保護者会会長との面談等）</li> </ul>
副理事長	理事長の補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長の補佐</li> </ul>
専務理事	法人業務処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応判断</li> <li>・理事会等の議運および議事録作成</li> <li>・対外的事項に関すること</li> <li>・法人登記申請手続き関係</li> <li>・弁護士とともに滞納者への督促訪問</li> <li>・学童運営状況の把握（各種指導員会・保護者会出席）</li> <li>・経費の支出入に関する決裁</li> <li>・指導員会との連絡調整</li> <li>・その他法人運営全般に関すること</li> </ul>
	共通業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会議（毎月第1水曜1回 3時間程度）</li> <li>・理事会議題検討および運営（提案説明・議事進行）</li> <li>・議事録の確認</li> <li>・月例報告書による各学童の現状把握</li> <li>・督促状況報告書等、法人経費のチェック</li> </ul>

※誰が理事長になっても揺るがない組織にするために「専務理事」は必要不可欠である。